本居宣長『字音仮字用格』の基礎

——「喉音三行辨」の本質——

松　繁　弘　之

キーワード：分生，いゐえゑおを，軽重，いえあおう，唱歌

要　旨

本稿の主題は『字音仮字用格』の冒頭に位置する「喉音三行辨」を分析することである。第一に，「喉音三行辨」の理論的位置を明らかにする。第二に，「喉音三行辨」の理解に必要不可欠な二つの図表を分析する。

解釈の骨子は次のやうになる。宣長は喉音三行をまづ区別して，それを「喉音三行分生図」により表現する。そして，その区別した三行を関係づけるために「軽重」の概念を導入し，その関係を「喉音軽重等第図」により表現する。特に，その「軽重」の概念が雅楽の「唱歌」に着想を得たものであり，それが音の高低を意味すること，即ち「いえあおう」と高音から低音へといふ序列をなすこと，を述べる。

1．はじめに

本居宣長(1730—1801)の語学研究は，語法研究と字音研究とに大別される。前者は『てにをは紐鏡』(明和八・1771)と『詞の玉緒』(安永八・1779)とが中心をなし，後者は『字音仮字用格』(安永五・1776)と『漢字三音考』(天明五・1785)とが中心をなす。

ところで，宣長の『字音仮字用格』は，先行研究として，契沖『和字正濫鈔』(元禄八・1695)，文雄『磨光韻鏡』(延享元・1744)などを批判的に摂取して成立した。また，後続の研究，例へば太田全斎『漢呉音図』(文化十二・1815)，義門『於乎軽重義』(文政十・1827)，奥村栄実『古言衣延辨』(文政十二・1829頃)，白井寛蔭『音韻仮字用例』(万延元・1860)などにより受け継がれた。しかしながら，管見の限りにおいて，『字音仮字用格』は本質的批判が未だなされてゐない。特にその「喉音三行分生図」「喉音軽重等第図」「字音開合指掌図」は，理論的検討さへなされてをらず，宣長没後二百年間にわたる謎であるといつてよい。本稿はその解決への第一歩を試みるものである。

2．先行研究

「喉音三音辨」を正面から論じたものに，釘貫亨(1997)「「喉音三行弁」と近世仮名遣い論の展開」がある。それには私と異なる解釈が提示されゐる。そこで，本論に関する

部分について検討する。[注1]

釘貫は『用格』の核心について次のやうな解釈を提出してゐる。(以下引用に際して若干表記を改めた場合がある。また，引用の末尾に引用開始頁を示す。)

「本居宣長は，喉音三行弁を韻鏡によって縛られた「字音ノ開合」ではなく「御国ノ音ノ軽重」という自由な観念を導入して説明した。その結果，仮名遣いの本質である古代国語のア行ワ行の区別が唇の軽重という一律な音対立によるという画期的認識に到達し，中世東禅院心蓮以来の音図の「おを」の所属の錯誤を修正することができた。」1

「このような「軽重」を巡る関係を表象化したものが『字音仮字用格』の「喉音三行分生図」と「喉音軽重等第図」である。一見複雑なこの図の理解にとって大切な点は，この図が『韻鏡』などの外部の観点を交えずにアワヤ三行の仮名の発音の相違を説明していることである。そしてこの宣長の認識は，学史上の顕著な業績として知られる中世以来の音図の「お」と「を」の配置の錯誤の修正に結び付いた。宣長は，ア行とワ行の発音の違いが唇の運動の「等第」すなわち程度差によると考え，これに「軽重」の観念を配置した。つまり古代語の「いゐ・えゑ・おを」の発音の相違は，一律に唇の「軽重」によって規定されなければならない。」10

要するに，「軽重」は唇の運動の「等第」である，と解釈する。しかしながら，この解釈は誤りである。なぜなら，まづ，宣長は「唇の軽重」ではなく，「音ノ軽重」を考察してゐるのであるからである。次に，「軽重」は〈あ行〉そのものに存在し，それによつて〈や行〉〈わ行〉にも存在するからである。宣長は次のやうに明言してゐる。

「音ノ軽重ハ，御国言ニ就テハ古来ソノサタモナク，無用ノ論ナレドモ，【俗書ノカナヅカヒドモニ言語ノ軽重ヲ云ルハ，ミナ杜撰ノ臆度ニテ，一ッモ古ヘノ仮字ニ合フコトナケレバ，サラニ論ズルニ足ラズ，】あいうえおノ音ニ本ヨリ其次第アル故ニ，ソレニ従ヒテ，や行わ行ノ音ニモオノヅカラ軽中重ノ科(シナ)アリ，」329(筆者下線，以下同様)

以上，「軽重」が「唇の軽重」ではないことを積極的に示したが，消極的にもそれを示すことができる。即ち，宣長自身が「唇の軽重」を批判してゐるのである。その著『漢字三音考』(以下，『三音考』と略称)において次のやうに述べてゐる。

「次ニ軽重ニハ古来種々アレドモ。近世殊ニ唇音ニカギリテイフ軽重アリ。ソハ唇ヲ合サズシテ呼フ音ヲ軽トス。ハノ行ノ清音ト。ワノ行ノ音ト是也。【今ノ唐音ニハ唇音ニモワノ行ノ音アルナリ。】唇ヲ合セテ呼フ音ヲ重トス。ハノ行ノ半濁音ト。全濁音ト。マノ行ノ音ト是ナリ。」421

これからも明らかなやうに，「唇の軽重」によつては〈あ行〉と〈わ行〉とを弁別することはできない。[注2]

3. 分析と解釈

3.1 喉音三行辨の位置と宣長の字音研究の枠組

では分析を始めてゆく。『用格』の構成は，次のやうになつてゐる。

1：喉音三行辨（以下，三行辨と略称）
2：おを所属辨（以下，所属辨と略称）
3：字音仮字総論（以下，総論と略称）
4：凡例・各論

このやうに総論の前に，二つの議論がなされてゐる。そこで二つのことが問題となる。

（1） 三行辨と所属辨とはどのやうな関係をなしてゐるか
（2） なぜ三行辨（所属辨）は総論の前に位置してゐるか

以下，この二つの問題を解決することにより，三行辨の『用格』における位置付けと宣長の研究の枠組を明らかにする。

（1） まづ，三行辨の中の記述に，

「五十連音ノ図中ニ，いゐえゑおをノ所属ヲ錯リテ，或ハゐヲや行又ハあ行ニ属シ，或ハゑヲあ行や行ニ属スル類多シ，惑フコト勿レ，若シ一字モ此所属ヲ錯ルトキハ，三行ノ辨ミナ明ラカナラズ，先ヅ初メニ是ヲ正シオクベシ，サテおハあ行。をハわ行也，此事ハ別ニ下ニ委キ辨アリ，」329

とある。これによつて，三行辨は「わゐうゑを」「あいうえお」であることを既に前提としてゐることが分かる[注3]。抑，三行辨は三行の諸字の所属（特に「ゐ」「ゑ」「を」の所属）が正しい場合の，その三行の間の関係を考察するものなのである。したがつて，所属辨は喉音三行辨の「補足」であるにすぎないのである。言ひ換へれば，所属辨を削除したとしても『用格』の論は成立するのである。

では，なぜそれを論ずるのかについては，所属辨の冒頭に述べてゐる。

「古来錯リテ，をヲあ行ニ属テ軽トシ，おヲわ行ニ属シテ重トス，諸説一同ニシテ，数百年来イマダ其非ヲ暁（サト）レル人ナシ，故ニ古言ヲ解クニモ，此ノおをニツキテハ此レ彼レ快カラザル事アリ，又字音ノ仮字（カナ）ヲ辨ルニハ，イヨヽ旧本ノ如クニテハ，諸字ノ仮字一ッモ韻書ト合フ者無ク，諸説コヽニ至テ皆窮セリ，是ニ因テ予年来此ノ仮字ニ心ヲ盡シテ，近キコロ始テ所属ノ錯レル事ヲサトリ，右ノ如ク是ヲ改メテ験（ココ）ルニ（ロム），古言及ビ字音ノ疑ハシキ者，悉ク渙然トシテ氷釈セリ，」331

つまり，「いゐ」や「えゑ」の所属の錯誤には気付いた者はあつたが，「おを」の所属の錯誤に気付いた者はなかつたからである[注4]。

ところで，注意すべきは，「右ノ如ク是ヲ改メテ験（ココロム）ルニ」と述べてゐることである。即ち，所属辨は，経験的な証拠を列挙するに止まるのである。これは，三行辨が理論的な論拠を展開することと対照的である。

（2） なぜ三行辨が総論に先行してゐるのか。これには二つの理由が考へられる。まづ，『用格』の冒頭に次のやうに述べてゐる。

「タヾ辨ヘガタキハ，喉音三行【アイウエオ。ヤイユエヨ。ワヰウヱヲ。】ノ差別ニテ，其いゐえゑおをノ仮字ハ，字音ノミナラズ，御国言ニ於テモ，後世多クハ錯乱シテ，善ク是レヲ辨フル人無クシテ，数百年ヲ経タリ，然ルニ近世難波ノ契沖僧，始メテ是ヲ考ヘ出ダシ，和字正濫抄ヲ著セルヨリ，古ヘノ仮字再ビ世ニ明ラカニナリヌルハ，比類ナキ大功ナリ，」327

つまり，喉音三行の差は「後世」の人にとつては識別が困難であるといふことである。これを〈理由1〉とする。

次に，三行辨の冒頭に

「先ヅ大御国ノ喉音ニ，あやわ三行ノ差別アル所以ノ原ヲヨク明ラメオキテ，後ニ字音ノ仮字ヲ論ズベシ，」327

と述べ，また，その末尾に

「右喉音三行ノ所由，又其軽重ノ次序ナドハ，必シモ字音ニツキテ云ニハ非ズ，御国ノ自然ノ音声ニ具ハルトコロ也，然シテ是レ即チ字音ノ仮字ヲ辨ル緊要ナルユヱニ，委ク論ズルモノナリ，」331

とも述べてゐる。これらによれば，「字音ノ仮字」の弁別の根拠は「御国ノ自然ノ音声」に存するものである。これを〈理由2〉とする。これこそ，宣長の字音研究の枠組であつて，研究の方向を決定しまた制約するものである。即ち，三行辨は『用格』の理論的基礎となるのである。これを総論において敷延してゐる。まづ次のやうに述べる。

「抑古ヘ御国言ノ音ニ漢字ノ音ヲ借リテ書ル，是ヲ仮字ト云，【古事記日本紀等ニ歌ナドヲ書ルモノ是ナリ，】サテ其言ノ音ニ，古ヘハいゐえゑおをノ差別アリシ故ニ，彼ノ借リ用タル漢字ニモ此差別アリテ，【いゐえゑおをナドハ本ヨリ分レタル御国ノ音ニテ，仮字ハ其音ニアテテ定メタルモノ也，然ルヲ後世ノ人ノ心ニハ，仮字ニヨリテ分レタルモノト思ヘルハヒガコト也，】一ッモ混雑セル事ナク，甚厳密ニシテ，天暦以往ノ古書ハイヅレモ符ヲ合セタルガ如シ，」336

要するに，字音を借りて，日本語古代音を表記したものを「仮字」とするのである。そして，次のやうに述べる。

「御国ニ伝ハルトコロノ漢呉音ハ共ニ，古ヘマノアタリ彼国ノ口ニ呼フ声ヲ聞テ，ソレヲ此方ノ音ニ協ヘテ定メシモノナレバ，【此事委クハ三音考ニ云，】喉音三行ノ仮字モ彼人ノ呼フ声ニツキテ分チシモノ也，但シ彼国ニハモトヨリ此三行ノ差別ヲ立ザレバ，其ノ呼フ人ハミヅカラ是ヲオボエズトイヘドモ，此方ノ人ノ聞クトコロニ其差別ハアリシ也」337

即ち，字音（漢呉音）は中国語の原音そのままではなく，日本人による改変が加へられてゐるのである。なほ，参考までに，この改変についての『三音考』の記述を挙げておく。

「サテ其時ニ用ヒラレシ字音ハ。漢国ノ音ノマヽナリケルカ。ハタ皇朝ニテ別ニ改メ定メラレタルカト云ニ。此事ハタシカナル伝ヘナケレバ。今明ラカニハ知ガタケレドモ。事理ヲ以テ考ルニ。皇国ト外国トハ人ノ声音甚異ニシテ。相似ザル事上件ニ辨ズルガ如クナレバ。ソノカミ漢国ノ音ヲソノマヽニ取リ用ヒムトストモ。タヤスク学ビ得ベキニ非ズ。又タトヒ学ビ得タリトモ。其侏離缺舌不正鄙俚ノ音。サラニソノマヽニ取用フベキ者ニ非ズ。【省略】然レバ其時ノ字音。必彼国ノマヽニハアルベカラズ。或ハ拗音ヲ直音ニツヾメ。或ハ通音ニ転ジ。或ハ鼻声ヲ口声ニ移シ。或ハ急撥(ツマ)ル韻ヲ舒緩(ユルヤカ)ニ改メナド。凡テ不正鄙俚ノ甚シキ者ヲバ除キ去テ。皇国ノ自然ノ音ニ近ク協ヘテ。新ニ定メラレタルモノ也。」390

以上のことをもとにして，宣長の字音研究の枠組を再構成して図式化すると次のやうになる。

中国人の発音（原音）→日本人の聴取→字音（訳音）……字音仮字

↓　　↑

日本人の発音→日本語古代音⟶仮字

このやうに宣長は，中国語音と日本語音との差異を認識し，そのうへで両者の対応を考へようとしたのである。[注5]

3.2　喉音三行分生図と喉音軽重等第図

（1）　まづ喉音三行分生図（以下，分生図と略称）を検討する。「喉音」とは調音位置が喉である音であり，「三行」とは五十音図のあ行や行わ行のことである。なほ，「此図ハタヾ喉音ノミヲ著ハストイヘドモ，餘ノ牙歯舌唇半舌歯ノ諸音モ皆此例ニ従フコト」(340頁)，「歯音ト舌歯音トノ字ハしす也」(369頁)などから，宣長は文雄に従つて，五十音図を調音位置によつて次のやうに分類してゐるといへる。[注6]

喉音……あ行や行わ行
牙音……か行
歯音……さ行
舌音……た行
唇音
　軽唇音……は行
　重唇音……ま行
半舌音（舌歯音）……ら行
半歯音（歯舌音）……な行

そして，この喉音三行の間の関係は「分生」の関係である。即ち，宣長は

「抑此三行ハ，あいうえおヨリ分レタル音ニシテ其本ハ一ナリ，」327

と考へたのである。どのやうにしてかといへば，

「サテ一ッニシテ三ッニ分レタル所以ハ，あいうえおノ五ノ音ノ下へ，又各あいうえ

おノ五ノ音ヲ重(カサ)ヌレバ，自然トツヾマリテ，やいゆえよわゐうゑをノ音トナルユヱニ，別ニ此二行ハアルナリ，」329

といふことである。即ち，「あ行」に「あ行」を重ねるといふ方法である。これを図式化すると，上の「あ行」を横に，下の「あ行」を縦にとればよい。

オ	エ	ウ	イ	ア	
					ア
					イ
					ウ
					エ
					オ

しかしながらここで注意すべきは，「や行」と「わ行」のみが「あ行・あ行」の「自然トツヾマ」つて，あ行とは別の行になると述べてゐることである。ここで次頁の分生図を参照する（図1）。

この図は，

〈上〉 〈下〉

あ ・「あ行」→「あ行」

い/え・「あ行」→「や行」

う/お・「あ行」→「わ行」[注7]

となつてゐる。即ち，「や行」と「わ行」のみならず「あ行」までも「自然トツヾマ」つたことになつてゐる。しかしながら，「あ行」が「あ・あ行」の「自然トツヾマ」つたものでないのであれば，

あ・「あ行」→あ・「あ行」

とする必要がある。ところが，さらに宣長は次のやうに主張するのである。即ち，

「【喉音ニノミ此差別アリテ，餘ノかさたなはまらノ七行ニハ是レ無キハイカニト云ニ，マヅや行わ行ノ音ハ，モト二音ヅヽ重ナリタルモノナレバ，実ハイハユル拗音也，然レドモ喉音ハ，餘音ニ類セズ，柔軟隠微ナルユヱニ，二音ヅヽ重ナレドモ，オノヅカラツヾマリテ，直音ノ如クナルユヱニ，此二行ノ音トナル也，餘ノ七行ハ，二音ヲ重ヌルトキハ二音ニ分レテ，サダカニ拗音ニシテ，一音ニツヾマル事ナシ，故ニ喉音ノ外ハミナ単行ナル也，】故ニ古言ノナカニ，あいうえおノ音ノ重ナリタル言(コトバ)ハ一ッモアル事無シ，是レ其ノ明証也，【老肖(オイアエ)ナドノいえハや行ノいえナル故ニ，おゆあゆトモ活用セリ，又地名ニ秋田ヲ阿伊太。置賜ヲ於伊太三トアル，伊ナドハきノ転ナレバ，今ノ例ニアラズ，】」329

要するに，「あ行・あ行」は存在しない。なぜなら重つた場合は「や行/わ行」となるからである。ところで「や行」となるのは「い/え・あ行」，「わ行」となるのは「う/お・あ行」であるから，したがつて，

あ・「あ行」→存在しない

となる筈である。なぜなら例へば「アエ（肖）」は一見「あ・あ行」のやうであるが，この「エ」は「や行」の「エ」だからである。しかし宣長は図において，この存在しない筈のものを存在させてゐるのである。

以上をまとめる。分生の概念（「此三行ハ，あいうえおヨリ分レタル音ニシテ其本ハ一ナリ」「一ッニシテ三ッニ分レタ」）と分生の方法（「あいうえおノ五ノ音ノ下ヘ，又各あいうえおノ五

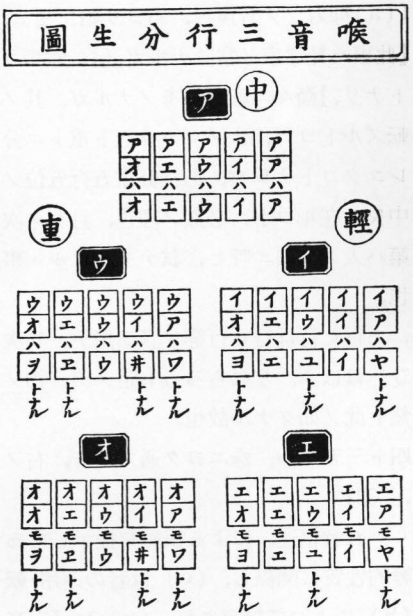

図　1

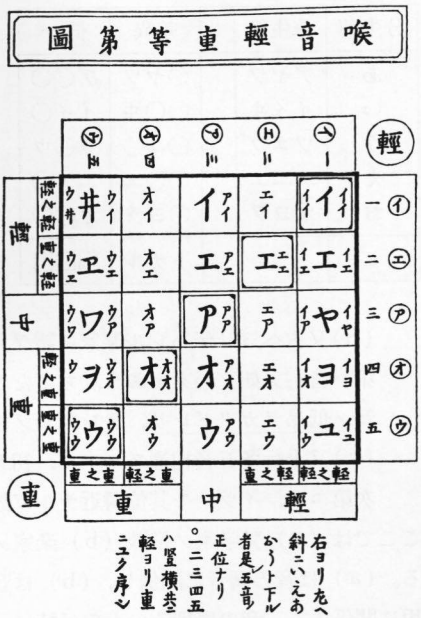

図　2

ノ音ヲ重ヌレバ」）とが矛盾してゐる。これによつて，〈「あ行」から三行が分生するといふこと〉と〈「あ行」から「や行」「わ行」が分化すること〉との混同がおきてゐる。

さて，このやうな矛盾を保留して，さらに図を検討する。図に「トナル」と書かれてゐるものとさうでないものとがある。この「トナル」と書かれてゐるものは分生前の「あ行」と差異するといふことであり，また，さうでないものは同一であるといふことである。これによつて，宣長は，分生によつて，二行の分化（差異）ばかりではなく，各二つあるイ・ウ・エの音の同一性を説明しようとしてゐるといへる。『三音考』に次のやうにある。

「サテ其古言ノ正音ハタヾ四十七ニシテ。ヤノ行（クダリ）ノイ・エト。ワノ行（リ）ノウトヲ加フレバ。都（スベ）テ五十ナリ。【此イ・エ・ウノ三音ノ各二ツアル事所以（ユエ）アリ。二ツカト思ヘバ一ツ。一ツカト思ヘバ二ツニシテ。一ツトモ二ツトモ云ヒガタシ。此妙処ハア・ヤ・ワ三行ノ音ノ分レタルユエヲヨク了解セバ。オノヅカラ明ラカナルベシ。其大抵ハ字音仮字ヅカヒニアラハセリ。】」382

以上要するに，次頁の表のやうになる。

（2）　さて，喉音軽重等第図（以下，等第図と略称）の検討に移る。そこでまづ「軽重」の観念を明らかにする必要がある。それは「軽重ノ位ヲタテテ，いえあおう等ト次第スル」といふ音の相対的関係を示すものであつて，その根拠を次のやうに述べてゐる。

分生前	分生後		差異	同一
あ	アヤワ		○ヤワ	ア○○
い	イイ丰		○○丰	イイ○
う	ウユウ		○ユ○	ウ○ウ
え	エエヱ		○○ヱ	エエ○
お	オヨヲ		○ヨヲ	オ○○
			トナル	□□□

「(a)抑万ヅノ音声ハ，あヨリ始マリテ，【此事ハ梵学家ノ常談ナルガ，信ニ然ルコトナリ，】漸々ニ転ゼルモノナルガ，其ノ転ズルトコロ，オノヅカラ軽ト重トニ分レユクコトナレバ，あハ軽重五行五位ノ中央ニ在ルコト，必然ノ理也，且右ノ次第ハ人々ノ口ニ呼ヒ，試テモ知ラルヽ事也，

(b)又古ヘヨリ伝ハレル楽家ノ譜ヲ見ルニ，あ行た行は行ら行等ノ音ヲ用テ，其次第ハ皆右ノ如クいえあおう。ちてたとつ。ひへはほふ。りれらろるト定メテ，物ノ音ノ低昂ヲカタドレリ，是レ五音ノ位ノ自然ト此ノ如クナル故也，

(c)又十行各五音相通ズル中ニ，初五ト二四ト三五トハ，殊ニヨク通ズルモ，右ノ次第ニテ，イヅレモ其位隣近ナルガ故ナリ，」331

ここでは（a）梵学家ノ常談（b）楽家ノ譜（c）五音相通，による根拠を提示してゐる。（a）は音の調音に関係し，（b）は音の音響的性質に関係し，（c）は音の運用・転用に関係する。音の序列そのものは特に（a）（b）によつて規定され，（a）は『三音考』の「皇国字音ノ格」に詳述されてゐるので，ここでは（b）に注目する。そこで，小泉文夫（1990）「唱歌あれこれ」に述べられてゐることが参考になる。（唱歌とは階名のことであり，西洋のドレミファソに相当するものである[注8]）。

「雅楽の唱歌を代表する篳篥や龍笛には，本譜と仮名譜の二種類の譜があり，この仮名譜というのが唱歌を書いた譜になっている。現在はすべて片仮名で記されているが，『楽家録』（元禄三）を見ると万葉仮名で，多乳津伝止，羅利瑠礼呂，波非不辺保，屋のように書かれている。」41

「興味深いことに，タ行，ラ行には，高音に使われる字と低音に使われる字があり，たとえば，チやリはほとんど高音に使われ，ト，ロは低音，タ，ツ，テやラ，レは中音域に出てくる場合が多い。」42

「雅楽で使われた唱歌が，宮中を出て他の楽器にも暗譜法として使われるようになる。能管，篠笛，尺八の場合には，その唱歌に使われる仮名を比較してみると共通点が多々あるから，雅楽の影響を受けていることが推測できる。（中略）

この三管いずれの場合にも，やはりイの母音が高音を示し，ウ，オの母音が低音を示すという共通点が見られる。」44

これによれば，「いえあおう」が音の高低による序列（「物ノ音ノ低昂ヲカタドレリ」）であることが理解できる[注9]。なほ，これは現代の音響音声学の常談でもあつて，例へば，小泉保（1996）には，

「口笛を吹く要領を教えれば，「イ」の音を出すつもりで口笛を吹けば高い音となり，

「ウ」を発音する構えで口笛を鳴らすと低い音となるのである。そこで「エ」「オ」「ア」についても実験してみると，

（高）　イーエーアーオーウ　（低）

の順に口笛の音色が高から低へと移っていくことが認められるであろう。

この「口笛の高さ」こそ，母音の音質を決定する固有の高さの一つである。」160

とある。

以上により，宣長は母音そのものの音高関係を問題としてゐるといへる。（これはアクセントの軽重のやうに音節間の音高関係を問題としてゐるのではない。）

さて，等第図を参照する（図2）。

この等第図は

「喉音ハ三行ナルニ，此図ニ五行ヲ立ル所以ハ，初メノ図ト照シ合セテコヽロウベシ，サテ五行ニ分ルトイヘドモ，終（ツヒ）ニハ三行ニ帰（キ）スル理モ，又彼図ニテ悟ルベシ，【此事ハナホ下ノ三会図ノトコロニ委ク云，】」331

といふやうに，「初ノ図」即ち分生図と密接な関連（「照シ合」ふ関係）がある。そこでまづ，分生の方法（横に上の「あ行」，縦に下の「あ行」）を変型して次頁のA1とする。この変型は，「あ行」を音の高低（軽重）により再配列したものである。そしてA1から，特に縦三行（A2）と斜の行（A3）を抽出する。

オ	エ	ウ	イ	ア	
					ア
					イ
					ウ
					エ
					オ

同様にして，等第図を単純化してB1とする。この単純化は，図2中の大字を抽出したものである。そしてB1から，縦三行（B2）と斜の行（B3）を抽出する。

この抽出したものを比較する。すると，A2とB2とは対応するが，A3とB3とは対応しない。その対応しない部分は，A3[ヲ]とB3[オ]である。なぜ対応しなくなつたかといへば，宣長は，等第図に

「右ヨリ左へ斜ニいえあおうト下ル者是レ五音ノ正位ナリ」330

といふ注を付してゐる。この「正位」とは，縦横同じ位置（従つて縦横同じ音）であることをいふ。さうすると，分生図においては

アア→ア　イイ→イ　ウウ→ウ　エエ→エ　オオ→［ヲ］

となるのであるが，等第図においてはこの「正位」の観念によつて，

アア→ア　イイ→イ　ウウ→ウ　エエ→エ　オオ→［オ］

となるのである。即ちこれは矛盾であり，これによつて分生図と等第図とを「照シ合セ」ることができなくなるばかりか，「おを」の弁別を理論的に根拠づけることもできなくなるのである。

A1

ウ	オ	ア	エ	イ	
ヰ	ヰ	イ	イ	イ	イ
ヱ	ヱ	エ	エ	エ	エ
ワ	ワ	ア	ヤ	ヤ	ア
ヲ	ヲ	オ	ヨ	ヨ	オ
ウ	ウ	ウ	ユ	ユ	ウ

A2

ウ	オ	ア	エ	イ	
ヰ		イ		イ	イ
ヱ		エ		エ	エ
ワ		ア		ヤ	ア
ヲ		オ		ヨ	オ
ウ		ウ		ユ	ウ

A3

ウ	オ	ア	エ	イ	
				イ	イ
			エ		エ
		ア			ア
	ヲ				オ
ウ					ウ

B1

ウ	オ	ア	エ	イ	
ヰ		イ		イ	イ
ヱ		エ	エ	エ	エ
ワ		ア		ヤ	ア
ヲ	オ	オ		ヨ	オ
ウ		ウ		ユ	ウ

B2

ウ	オ	ア	エ	イ	
ヰ		イ		イ	イ
ヱ		エ		エ	エ
ワ		ア		ヤ	ア
ヲ		オ		ヨ	オ
ウ		ウ		ユ	ウ

B3

ウ	オ	ア	エ	イ	
				イ	イ
			エ		エ
		ア			ア
	オ				オ
ウ					ウ

C1

ウ	オ	ア	エ	イ	
ヰ				イ	イ
ヱ			エ	エ	エ
ワ		ア		ヤ	ア
ヲ	オ			ヨ	オ
ウ				ユ	ウ

C2

ウ	オ	ア	エ	イ		
ヰ	○	○	○	イ	イ	←ゐ／い
ヱ	○	○	エ	エ	エ	←ゑ／え
ワ	○	ア		ヤ	ア	
ヲ	オ			ヨ	オ	←を／お
ウ				ユ	ウ	

さて，このやうな矛盾を保留して，さらに図を検討する。B1において，二つある「あ行」（縦中央と斜）のうち，斜の行（正位）のみを残したものを，C1とする。

このC1によると，「あ行」と「や行」の［イ］が同じものとなり，「あ行」と「わ行」の［ウ］が同じものとなる。しかしながら，「あ行」と「や行」の［エ］は重ならない。即ち，差異してゐることになる。[注10]

さらに，この図は位置関係によつて，差異してゐる音の類似と相違とを示してゐる。即ち，近いものは類似し，遠いものは相違する。かくして，「いゐえゑおを」の弁別の難易が空間的距離によつて示される。これをC2とする。これは横の類似と相違であるが，

縦の類似と相違については（c）に述べられてゐる。「（c）又十行各五音相通ズル中ニ，初五ト二四ト三五トハ，殊ニヨク通ズルモ」，即ち，ア（初）とオ（五），イ（二）とエ（四），ウ（三）とオ（五），は類似するのである。

（3）　以上，二つの図を検討した。結論をまとめる。即ち，分生図は三行を分析的に考察してその同一と差異とを明らかにしようと試み，それに対して等第図は三行を総合的に考察して類似と相違とによりその間の関係を組織しようとした。このやうにそれらは本来表裏一体のものとして構想されてゐながら，実際には内在する矛盾によつて背反してゐるのである。

4.　をはりに

さて，宣長はこの危ふい基礎の上に『用格』を展開するのであるが，本稿の解明によつて『用格』の理論全体を分析することも可能となるであらう。それについては稿を改めて述べよう。

注1　ここでは検討できないが，杉本(1987)303—312頁，古田(1972)261—265頁，馬淵(1971)135—136頁，同（1984）1023—1024頁，同（1993）76—96頁などにも論がある。

注2　宣長は「軽重」ではなく「開合」を唇の開閉（平唇/円唇）によつて規定してゐる。そのことについては『三音考』(405頁）を参照。

注3　楫取魚彦『古言梯』（初版）においては「あいうゑを」となつてゐる。

注4　宣長における「おを」所属の自覚の経緯については大野晋が詳しく解説してゐる。16—25頁参照。

注5　宣長は字音を「開合」により規定し，古言音を「軽重」により規定するのであるが，その両者の対応を考へるにあたつて『音韻日月燈』を傍証に用ゐてゐる。それについては岡島昭浩（2001）に多くを学ぶことができる。

注6　湯沢（1996）174頁を参照。それによれば，文雄『和字大観鈔』「あワや喉。た舌か牙さ歯ら半舌。なハ半舌にて　はまハ唇音。」とある。

注7　「五十音図をおらんだびとに唱へさせたる事」『玉勝間』（上93頁）において，宣長は自説が確証されたことを喜んでゐる。

注8　宣長と音楽との関係を明らかにするのは今後の課題である。

注9　韻学において，調音位置を表す「五音：宮商角徴羽」がそれ以前には四声を表すものであつたことについては，大島（1997）154頁を参照。

注10　奥村栄実『古言衣延辨』はこの点に注目して，「あ行」の「エ」と「や行」の「エ」とを区別すべきことを主張した。

参考文献

大野　晋編集（1965）『本居宣長全集　第五巻』筑摩書房
村岡典嗣校訂（1934）『玉勝間』（上下）岩波書店

◇

佐佐木信綱他編集（1927）『契沖全集　第七巻』朝日新聞社
林　義雄解説（1979）楫取魚彦『古言梯』勉誠社
林　史典解説（1981）文雄『磨光韻鏡』勉誠社
————（1979）太田全斎『漢呉音図』勉誠社
三木幸信編集（1966）『義門研究資料集成　上巻』風間書房
中田祝夫解説（1977）奥村栄実・大矢透『古言衣延辨・古言衣延辨証補』勉誠社
湯沢質幸解説（1978）白井寛蔭『音韻仮字用例』勉誠社
◇
小泉　保（1996）『音声学入門』大学書林
小泉文夫（1990）「唱歌あれこれ」『歌謡』音楽之友社
山縣茂太郎（1958）『新訂　音楽通論』音楽之友社
山川直治編集（1990）『日本音楽の流れ』音楽之友社
山田孝雄（1934）『源氏物語の音楽』宝文館出版
◇
大島正二（1997）『中国言語学史』汲古書院
岡島昭浩（2001）「江戸期韻学における『音韻日月燈』」『明清時代の音韻学』（高田時雄編）京都大学人文科学研究所
釘貫　亨（1998）「「喉音三行弁」と近世仮名遣い論の展開」『国語学』192
城田　俊（1981）『中古漢語音韻論』風間書房
杉本つとむ（1987）『江戸の言語学者たち』雄山閣
藤堂明保（1957）『中国語音韻論』江南書院
福永静哉（1992）『近世韻鏡研究史』風間書房
古田東朔・築島裕（1972）『国語学史』東京大学出版会
松繁弘之(2000)「本居宣長のてにをは論の原理：紐鏡から玉緒への展開」『神戸市外国語大学研究科論集』第三号
松本克己（1995）『古代日本語母音論』ひつじ書房
馬淵和夫（1971）『国語音韻論』笠間書院
————（1984）『増訂　日本韻学史の研究　II』臨川書店
————（1993）『五十音図の話』大修館書店
満田新造（1964）『中国音韻史論考』武蔵野書院
湯沢質幸（1996）『日本漢字音史論考』勉誠社

付記

岡島昭浩先生は，草稿にご助言をくださいました。また，原稿の修正にあたつて，編集委員会から懇切丁寧なご指摘をいただきました。記して感謝申し上げます。

私の研究は安達隆一先生，田中敏彦先生，丹生谷貴志先生のご指導なくしてはありえません。また，益岡隆志先生は研究の機会を与へてくださいました。記して感謝申し上げます。

——神戸市外国語大学大学院生——

(2001年11月1日　第1稿受理)
(2002年1月24日　最終稿受理)